経済産業省

圧縮水素貯蔵施設の保安基準の検討について

2026年4月23日

経済産業省

令和７年度までの検討状況について

建築基準法令において市街地での貯蔵量上限が適用除外されている都市型圧縮水素スタンドに係る技術上の基準を例に、これと同等の安全性を確保することができる圧縮水素貯蔵施設の保安基準を検討し、結論を得た。

令和７年度の検討内容

○高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制しており、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保することを目的としている。

○都市型圧縮スタンドについての技術基準は、影響を事業所内に留める措置が講じられているため、その基準に適合することを条件に建築基準法で上限を規定している用途地域において、当該上限規制が適用除外されている。

○今般の要望では、同一事業所内に商業施設や研究施設等、高圧ガスの知見を有さない不特定多数の人が事業所内を往来することも想定されている。こうした状況や都市型圧縮水素スタンドとの設備構成の違いなども踏まえ、新たな技術基準について、提案者、関係省庁、学識経験者、地方自治体も参加した有識者委員会を令和７年度に４回（7月、9月、12月、1月）開催し、検討した。

○有識者委員会での検討により得られた結果を踏まえ、速やかに措置を講ずる。

圧縮水素貯蔵施設の技術基準の検討における基本的な考え方

都市型圧縮水素スタンド*に係る技術基準

*一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項の技術基準を満たす圧縮水素スタンド

・影響を事業所内に留める措置により、建築基準法による上限規制が適用除外されている技術基準

＋

都市型圧縮水素スタンドでは、想定されない行為に関する技術基準（消費など）

・設備や行為の種類に応じて、既存の技術基準を参考として、措置すべき項目を検討

検討スケジュールについて

令和６年度	令和７年度	令和８年度以降
圧縮水素貯蔵施設におけるガスの漏洩時等に敷地外への影響を抑えるための技術基準の検討		新基準の技術的検討完了 詳細検討、基準作成（例示基準（通達）の改正
有識者委員会の開催 ◆ 10月 ◆ 12月 ◆ 2月	◆ 7月 ◆ 9月 ◆ 12月 ◆ 1月	